

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、税金などのお支払いが困難となった方は、次の猶予・減免制度がご利用いただけます。

※**猶予**とは・・・6か月又は1年以内で納期限を延長してお支払い頂きます。
 (督促手数料・延滞金は頂きませんが、支払い金額の**減額はありませ**ん。)

※**減免**とは・・・各種の条件に基づき、20～100%の範囲内で支払い金額の**減額**をします。

税金などについて、一時に支払うことが困難となり、以下のそれぞれの内容に該当する場合は、申請窓口にご相談ください。

	内 容		申請窓口
1	町税 町県民税 法人町民税 固定資産税 軽自動車税	納税の猶予 (特例) 1 要件 令和2年2月以降の1か月以上の期間において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している方 2 適用対象 令和2年2月～翌年1月までに納期限が到来するもの 3 必要書類 収入の減少が確認できる書類 今後の収入見込額や財産等が確認できる書類など 4 猶予の期間 各納期限の翌日から1年以内 ※分割での納付を希望される方もご相談ください。	窓口税務課 税務係 66-2404
2	国民健康保険税	保険税の減免 1 要件 (すべてに該当する場合) ・主たる生計維持者の事業収入等が、前年と比較して30%以上の減少が見込まれる方 ・前年の合計所得金額が1,000万円以下 ・減少が見込まれる事業所得等以外の前年の所得の合計額が400万円以下 2 適用対象 令和2年2月～翌年3月までに納期限が到来するもの 3 必要書類 収入の減少が確認できる書類 今後の収入見込額や財産等が確認できる書類など	窓口税務課 保険係 66-2405

		<p>4 減額又は免除の割合</p> <p>事業等の廃止・失業 100% (全額)</p> <p>前年の合計所得金額が</p> <p>300万円以下 100% (全額)</p> <p>400万円以下 80%</p> <p>550万円以下 60%</p> <p>750万円以下 40%</p> <p>1,000万円以下 20%</p> <p>※ 要件に該当しない場合でも、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している方は、町税の納税の猶予(特例)の対象となります。</p>	
3	後期高齢者医療保険料	<p>保険料の減免</p> <p>1 要件</p> <p>2 適用対象</p> <p>3 必要書類</p> <p>4 減額又は免除の割合</p> <p>全て国民健康保険税と同じ内容です。</p>	<p>窓口税務課 保険係</p> <p>66-2405</p> <p>岐阜県後期高齢者広域連合</p> <p>058-387-6368</p>
4	介護保険料	<p>第1号保険料の減免</p> <p>1 要件 (すべてに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して30%以上の減少が見込まれる方 ・減少が見込まれる事業所得等以外の前年の所得の合計額が400万円以下 <p>2 適用対象</p> <p>令和2年2月～翌年3月までに納期限が到来するもの</p> <p>3 必要書類</p> <p>収入の減少が確認できる書類 今後の収入見込額や財産等が確認できる書類など</p> <p>4 減額又は免除の割合</p> <p>前年の合計所得金額が</p> <p>200万円以下 100% (全額)</p> <p>200万円超 80%</p> <p>※ 要件に該当しない場合でも、6か月以内の納付の猶予の制度があります。</p>	<p>福祉課 介護保険係</p> <p>66-2406</p>

5	水道料金 下水道使用料 農業集落排水使用料	支払いの猶予（特例） 1 要件（いずれかに該当） ・収入等が減少した方 ・売上が減少し、事業活動が厳しい方 ・小口資金、総合支援資金の特例貸付等の対象となる方 2 適用対象 申請をした月から4か月分の料金 3 必要書類 申請書の提出のみ 4 猶予の期間 各納期限の翌日から6か月以内	水道環境課 66-2407
6	町営住宅使用料	家賃の減免又は猶予 1 要件 ・入居者等の収入が著しく減少する等特別な事情がある方 2 適用対象 承認した月の翌月から6か月分の家賃 3 必要書類 収入の減少が確認できる書類 ※ 特別な事情の内容により減免・猶予の決定がされますので、申請窓口にご相談ください。	産業建設課 66-2408
7	保育料	保育料の減免 1 要件 ・保護者の所得が著しく減少する等特別な事情がある方 2 適用対象 要件の事実発生の日の属する月の翌月分からの保育料（必要と認める期間） 3 必要書類 収入の減少が確認できる書類	こども課 66-2410